

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高松公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	香川県 香川県高松市番町 4-1-10	会計法第29条の3第4項前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	9,948,113	9,948,113	100%	0	-	-	-	
観音寺公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	西日本電信電話株式会社香川支店 香川県高松市観光通1-28-2 上記代理人 株式会社NTT西日本アセット・プランニング四国支店 愛媛県松山市山越3-15-4	会計法第29条の3第4項前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,036,800	1,036,800	100%	0	-	-	-	
観音寺公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	個人 香川県観音寺市	会計法第29条の3第4項前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,866,240	1,866,240	100%	0	-	-	-	
さぬき公共職業安定所庁舎敷地に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	さぬき市 香川県さぬき市志度 5385-8	前年度に引続き、敷地を利用するものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当。	2,340,836	2,340,836	100%	0	-	-	-	
坂出公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	個人 香川県坂出市	会計法第29条の3第4項前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,204,200	1,204,200	100%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
坂出公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	個人 香川県坂出市	会計法第29条の3第4項前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	864,000	864,000	100%	0	-	-	-	
しごとプラザ高松に係る事務室賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	常磐興業株式会社 香川県高松市常磐町1-9-1	前年度に引き続き、建物内のフロアを利用するものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当。	24,546,912	24,546,912	100%	0	-	-	-	
香川労働局・高松労働基準監督署の書類保管等にかかる貸倉庫の契約	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	石丸産業株式会社 香川県高松市朝日町3丁目6番38号	前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣での倉庫を借用する必要があるが、近隣の同種同様の倉庫のうち最も安価であり、予決令第99条第8項では運送・保管は随意契約が可能となっていることから会計法第29条の3第5項に該当。	1,749,600	1,749,600	100%	0	-	-	-	
平成28年度地域若者サポートステーション事業(東部)	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	特定非営利活動法人さぬき自立支援ネットワーク 香川県丸亀市浜町10-1	企画競争による	16,700,000	16,699,512	100.00%	0	-	-	-	
平成28年度地域若者サポートステーション事業(西部)	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	特定非営利活動法人さぬき自立支援ネットワーク 香川県丸亀市浜町10-1	企画競争による	16,700,000	16,699,000	99.99%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
給与・人事・相談員・給与振込システムのソフトウェアサポート及びソフトウェア使用	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目273番3	既存のシステムを継続使用するため、そのソフトウェアの使用、保守に関してはシステムの開発業者以外では不可能であり、契約の性質上競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当。	1,814,400	1,814,400	100.00%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)の業務委託	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	医療法人社団三愛会 香川県丸亀市柞原町366番地	実施要領における委託先の要件に、都道府県知事の推薦が必要とされており、香川県知事からの推薦があった団体であるため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当。	24,817,000	24,817,000	100.00%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)の業務委託	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	社会福祉法人三豊広域福祉会 香川県観音寺市流岡町750番地10	実施要領における委託先の要件に、都道府県知事の推薦が必要とされており、香川県知事からの推薦があった団体であるため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当。	14,354,000	14,354,000	100.00%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)の業務委託	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	社会福祉法人恵愛福祉事業団 香川県東かがわ市白鳥961番地	実施要領における委託先の要件に、都道府県知事の推薦が必要とされており、香川県知事からの推薦があった団体であるため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当。	14,427,000	14,427,000	100.00%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)の業務委託	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会 香川県高松市勅使町398番地18	実施要領における委託先の要件に、都道府県知事の推薦が必要とされており、香川県知事からの推薦があった団体であるため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当。	31,268,000	31,268,000	100.00%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高齢者活躍人材育成事業	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 黒沢 秀之 高松市サンポート3-33	平成28年4月1日	公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会 香川県高松市福岡町2丁目2番2-50	実施要領における委託先に、シルバー人材センター連合とされており、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当。	34,707,000	28,080,000	80.91%	0	公社	都道府県所管	1	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。